

# 船荷証券の管轄合意条項の荷受人への効力 ——チサダネ事件判決再考

小 梁 吉 章

## 1 はじめに

国際的な契約には民事訴訟に関する管轄合意条項や仲裁手続に関する仲裁条項が設けられることが多い。民事訴訟は国家の裁判所による紛争の解決であり、仲裁は民間の仲裁人による解決であるから、方法という点では異なるが、いずれも当事者が合意して紛争解決方法を指定することであるから、一括して「紛争解決条項」と呼ぶことができる。

では紛争解決条項の効力がおよぶ範囲はどこまでだろうか。

紛争解決条項を含む契約に合意した当事者は、この条項の存在を承知して契約したのであるから、この条項に拘束されるのはきわめて当然である。紛争解決条項を含む契約が譲渡された場合、譲受人は契約に紛争解決条項があることを承知して、契約を譲り受けるのであるから、紛争解決条項の効力がおよぶのは当然である。契約本体が譲渡されたのではなく、契約から生じた債権が譲渡された場合にも、契約に紛争解決条項があれば、その効力は債権の譲受人におよぶとした事例もある<sup>(1)</sup>。保険代位によって債権者の権利・義

---

(1) 東京高決平成15年5月22日・判タ1136号259頁。銀行取引約定書にもとづいて実行された貸金債権の譲受人が支払いを求める訴えを東京地裁に提起したところ、債務者が銀行取引約定書の管轄条項(奈良地裁を指定)を理由に、移送を申し立てた事件。第一審は申立てを却下したが、東京高裁は移送を決定した。この事件では、元の契約は銀行取引約定であり、これは公知され、一般に遵守された契約であるから、この結論には異論はない。

務を承継した保険代位者については、保険会社は保険契約者の権利・義務を承知のうえで、保険契約を結び、代位弁済するのであり、また法律で保険代位を規定している国も多いから、紛争解決条項の効力が保険代位者にもその効力がおよぶことにも異論はなかろう<sup>(2)</sup>。

これらの場合以外にも、当事者同士が結んだ契約の効力がこの契約の当事者でない者にもおよぶ場合がある。たとえば下請契約である。建設工事の元請契約に管轄合意条項があり、元請人がこの工事を一括して下請人に請け負わせた場合に、元請契約の管轄合意条項の効力がそのまま下請人におよぼした事例がある<sup>(3)</sup>。元請契約と下請契約は別の契約であり、下請人は元請契約の管轄合意に同意しているとはいいがたいから、元請契約の当事者でない

---

(2) ただし、保険代位があっても、保険事故が紛争解決条項を含む契約から生じた損害ではない場合には、保険代位者に仲裁条項の効力がおよばないとした事例がある。東京地中間判平成24年2月28日。アメリカの会社の製造する建築資材の本邦輸入について、合弁契約が結ばれ、そこに仲裁条項（国際商業会議所を指定）があった。輸入した建築資材から事故が起り、生産物賠償責任保険契約にもとづいて保険金を支払った保険会社が製造会社等を相手とする訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、この損害賠償請求権は、仲裁条項の仲裁付託の範囲に入らないとした。

(3) 最三判平成5年10月19日・民集47卷8号5061頁。建物建築工事の注文者と元請人が工事請負契約（元請契約）を結んだ。この契約に完成部分の所有権は注文者に属するという規定があった。元請人は工事を一括して下請人に請け負わせた（下請契約）。下請人は一括して下請けに出されたことを知っていたが、前記の約定の存在は知らず、また注文者は一括下請けされたことを知らなかった。下請人はみずから材料を提供して築造し、注文者は元請人に工事代金の5割強を支払い、下請人は工事の3割弱まで済ませたが、元請人は下請人に一切支払いを行っていなかった。その時点で、元請人が破産し、元請契約が解除され、下請人が建物の所有権は自分に帰属する旨の確認を求めた。最高裁は「建物建築工事を元請負人から一括下請負の形で請け負う下請契約は、その性質上元請契約の存在及び内容を前提とし、元請負人の債務を履行することを目的とするものであるから、下請負人は、注文者との関係では、元請負人のいわば履行補助者の立場に立つものにすぎず、注文者のためにする建物建築工事に関して、元請負人と異なる権利関係を主張し得る立場にはないからである」とした。

下請人に元請契約の条項の効力をおよぼすことが妥当か疑問が残る<sup>(4)</sup>。このほかにも提携ローンやリース取引、所有権留保売買などのように取引に関与する者が三者以上にわたるものがある。契約自体は親会社が締結し、現実の供給・引取りはその子会社が行うといった取引も考えられる。

契約の合意の当事者以外の者にも契約の効果がおよぶ取引の典型として運送契約を挙げることができよう<sup>(5)</sup>。運送契約は「荷送人」と「運送人」が合意することによって成立する契約であるが、運送人が船荷証券を発行すると、運送品の引取りには船荷証券の呈示を要し、運送人の義務は運送品を「荷受人」に引き渡すことである。運送契約の「荷受人もまた運送契約上の権利を有する」なのである<sup>(6)</sup>。では運送契約に規定された紛争解決条項には、荷受

- (4) ロカン教授によると、下請人は物理的に元請契約の実行にあたっているが、下請人は下請契約を履行しているので、フランス法上、下請人と注文者とのあいだに契約関係は存在せず、下請人の責任は元請人にたいしてのみ生じるので、下請人が元請契約の条件を明示して承諾しないかぎり、紛争解決条項の効力は下請人におよばない(E. Loquin, *Différence et convergences dans le régime de la transmission et de l'extention de la clause compromissoire devant les juridictions françaises, les Cahiers de l'arbitrage* vol. 2, p. 57)。具体例としてバリ控訴院1995年10月26日を挙げているが、その後、後記の2011年10月26日判決で破毀院民事第一部は異なった判断をしている。
- (5) ただし1978年の海上物品運送に関する国連条約(ハンブルグ・ルール)第21条は「管轄」を強行的に規定しており、紛争が生じたあとに、当事者が紛争解決を合意することはできるが、そうでない場合には第21条に規定された裁判所に限定される。2009年の国際海上物品運送に関する国連条約(ロッテルダム・ルール)は、数量に関する契約の紛争についてのみ管轄合意を認め(第67条)、運送契約の合意の当事者でない者に管轄合意の効力がおよぶためには、指定された裁判所が第66条に列挙された裁判所であり、適時に通知されるなどの条件が付されている。
- (6) 大判大正13年5月30日・民集3巻253頁。内航海上物品運送契約(樺太から東京まで)で荷物受取証が発行された事例(船荷証券ではない)。運送人の契約不履行により、運送品が毀損されたとして荷受人が損害賠償を請求した。大審院は「物品運送契約は運送人が荷送人に対し物品を一定の地に運送すべきことを約する契約にして、その荷受人は荷送人と同一にあらずして、多くは運送品の到達地にあるを通例とするをもって、荷受人もまた運送契約上の権利を有する」と判示した。

人も拘束されるのだろうか。

この問題を提起するのは次の3つの理由からである。

第一に、紛争解決条項は、契約本体の目的にとって付属的な条項である。契約本体がなければ紛争解決条項も存在しえない性格のものである。

第二に、しかし紛争解決条項については、契約本体の合意とは別の合意が求められている。契約に関する紛争のなかには、契約自体の有効・無効、一方の当事者による契約の解除が妥当かどうかという争いもあり、契約が無効になったから紛争解決条項も無効になったとしたのでは、この条項を設けた意味がない。したがって契約の無効にかかわらず紛争解決条項は有効とされている。紛争解決条項の「独立性」<sup>(7)</sup> という。

第三に、紛争解決条項については、合意の方式が定められている。わが国では、管轄合意は一定の法律関係について「書面で」しなければならない、仲裁合意も一定の民事上の紛争を対象に「書面によって」しなければならないとされている<sup>(8)</sup>。

運送契約の荷受人は運送契約の成立に関与していない。また紛争解決条項に合意してはいないし、合意を示す書面も残していない。

船荷証券の紛争解決条項の荷受人への効力については、わが国の最高裁判決とフランス破毀院商事部の判例のあいだに違いが見られる(2)。また破毀院商事部の判断には変遷があり<sup>(9)</sup>、この変遷自体が問題を要約するものとなっている(3)。破毀院商事部判決には欧州法と欧州司法裁判所の判決が

---

(7) 紛争解決条項の「自律性」, 「契約本体からの分離可能性」とも呼ばれるが、後記のアンシトラル国際商事仲裁模範法第16条1項は、英語で *independent*, 仏語で *distincte* とし、またフランス民事訴訟法典第1447条は *indépendante* としているので、本稿では「独立性」と訳す。

(8) わが国については民事訴訟法第3条の7第2項, 同第11条2項, 仲裁法第13条2項。フランスについては民事訴訟法典第48条(管轄合意), 同第1443条(国内仲裁の仲裁条項)を参照。なおフランスでは2011年の仲裁規定の改正により、国際仲裁については仲裁条項の方式は自由化された(民事訴訟法典第1507条)。

影響している(4)。

フランスは紛争解決条項の独立性原理の母国であり、この問題について議論の蓄積もある<sup>(10)</sup>。船荷証券は国際取引にはつきものであり、国際契約の準拠法がつねに日本法になるとはかぎらないから、フランスの事例を見ることも無益ではなかろう。

## 2 わが国の最高裁判決とフランス破毀院商事部判決の違い

### (1) わが国の事例

わが国では紛争解決条項の第三者にたいする効力が問題になった事例は多くないが、その一つに大阪地判昭和34年5月11日<sup>(11)</sup>がある。これは船荷証券に仲裁条項があった事件で、運送品の荷受人が運送人にたいする損害賠償請求の訴えを提起したものである。大阪地裁は「原告(荷受人)がその船荷証券を取得するに至つたのは、商人として商取引上任意にこれを取得したこと

(9) ただし同じ破毀院でも民事第一部は、伝統的に紛争解決条項の効力を荷受人に認めてきた。具体的には、破毀院民事第一部1986年11月25日判決第84-17745号(管轄合意条項)、同部2001年7月12日判決第98-21591号(管轄合意条項)、同部2004年3月16日判決第01-12493号(仲裁条項)、同部2005年11月22日判決第03-10087号(仲裁条項)、同部2006年7月11日判決第05-18681号(仲裁条項)があり、たとえば、2006年7月11日判決は「船荷証券の連続した所持人は一連の契約の当事者であり、仲裁条項は所持人にもおよぶ」と判示した。破毀院では、商取引の事件の管轄は商事部なので、船荷証券事件は同部が管轄するが、事件の配てんによって、民事第一部があつかうことがある。破毀院の部によって判断が異なることは法的不安定を招くと批判されてきた。この意味で、後記の破毀院商事部2013年判決は、歓迎すべきであろう。

(10) 本稿は、ポラン教授の判例評釈(D., 2013, p. 1603)とロカン教授の論説に触発された(E. Loquin, *Différence et convergences dans le régime de la transmission et de l'extention de la clause compromissoire devant les juridictions françaises, les Cahiers de l'arbitrage* vol. 2, p. 49)。ロカン教授は、紛争仲裁条項への合意は訴権(手続)に関する合意であり、契約自体への合意は実体的なものであるから、両者は異なるという基本認識に立っている。なお、わが国では、貝瀬幸雄「仲裁契約の効力の範囲」松浦薫＝青山善充編著『現代仲裁法の論点』(有斐閣, 1998) 146頁がある。

による」ので、「原告としてはその取得に際し当該証券に記載されている本件仲裁約款に関する条項を認識し且つそれに従う意思を以てその証券を取得した」と推認されるとして訴えを却下したものである。船荷証券の取得が紛争解決条項への合意を意味するとしている。なお当時の仲裁法（公示催告及び仲裁手続ニ関スル法律）は書面による合意を要求していなかった。

○ 最三判昭和50年11月28日（チサダネ号事件判決）<sup>(12)</sup>（管轄合意条項）

これはわが国最高裁が管轄合意の有効性を認めた著名な判決である。日本のA社（荷受人）はブラジルのB社（荷送人）と原糖の売買契約を結んだ。B社はアムステルダムに本社のある海運業者Y社（運送人）とブラジルから大阪港までの運送契約を結び、Y社はB社に船荷証券を発行・交付した。ここに管轄合意条項（原則としてアムステルダムの裁判所を指定）があった。Y社は所有船チサダネ号で運送したが、運送中に原糖が海水に濡れた。A社は運送保険契約を締結していた損害保険会社X社に保険金の支払いを求め、これに応じたX社は保険代位によりA社がY社にたいして有する損害賠償請求権を取得したとして、Y社の営業所がある神戸の地方裁判所に損害賠償等の支払いを求める訴えを提起した。Y社は管轄合意条項を主張した。

---

(11) 大阪地判昭和34年5月11日。エジプトの港からわが国の門司港へのリン鉱石の運送について発行された船荷証券に仲裁条項があった。門司港に入港後、荷揚時に運送品が水に濡れ、荷受人が販売できず、損害をこうむったとして運送人にたいする損害賠償請求の訴えを提起した。運送人はパナマの船主と備船契約を締結し、そこに「本備船契約から生ずる一切の紛争は、ロンドンにおいて仲裁により解決すべきものとし、各当事者は各々一名の仲裁人を選定し、仲裁人は最終決定権を有する審判人を必要に応じて選定するものとする」という仲裁約款を含んでいた。運送人が発行した船荷証券には「備船契約書中の一切の条項条件並びに免責約款は、仲裁約款を含めすべて本証券に合体されたものとする」旨の条項があった。備船契約を前提とする船荷証券では仲裁条項が設けられることが多い。

(12) 最三判昭和50年11月28日・民集29卷10号1554頁。

この事件では主として運送人が一方的に作成した附合約款による管轄合意が書面性を満たすかという点が争われているが、紛争解決条項の効力が保険会社におよぶ理由について原告も問題提起していない。神戸地判昭和38年7月18日は、管轄合意条項が「船荷証券上の運送契約に関し荷送人、荷受人、船荷証券の所持人が被告に対して提起する一切の訴訟に関して」管轄合意を定めるものであると説明し、また大阪高判昭和44年12月15日は、保険代位者が運送人にたいして提起する訴えも管轄合意条項にいう「この運送契約による一切の訴」に含まれると説明している。最高裁は、原判決が「管轄の合意の効力は、対象とされた法律関係が当事者間においてその内容を自由に定められる性質のものであるから、荷送人の特定承継人である上告人（保険会社）にも及ぶ」としたことを正当とした。

この事件では、運送契約の当事者ではない荷受人に管轄合意条項の効力がおよぶ理由が明らかでない。当時の民事訴訟法も現在と同様に、管轄合意を「書面」で行うことを求めているが（同11条2項）、荷受人の書面はなく、保険会社も管轄合意条項に書面で合意していない。

その後の船荷証券が発行された事件として、東京地判昭和57年2月10日<sup>13)</sup>、東京高判平成12年10月25日<sup>14)</sup>、東京地判平成23年7月15日<sup>15)</sup>などがあるが、紛争解決条項の効力のおよぶ範囲は問題になっていない。

## （2）フランス破毀院商事部の事例

---

(13) 東京地判昭和57年2月10日。キューバから千葉港まで粗糖の運送をすることになり、船荷証券が発行された。陸揚港で運送品が塩水に濡れていることが判明し、荷受人から賠償請求権を譲り受けた会社にたいして保険金を支払った保険会社が運送人の保険会社と事件の管轄について東京地裁とする旨の合意を取り付けたという事案である。船荷証券に管轄合意条項があったかどうか、はっきりしないが、いずれにせよ、この事件では、損害賠償請求権という実体法上の権利を保険代位により取得しただけで、紛争解決条項の効力のおよぶ範囲は問題になっていない。

フランス破毀院商事部は、次に紹介する1994年11月29日の2つの事件で、紛争解決条項に荷受人が同意していなければ、荷受人にその効力はおよばないと判示した。一つは管轄合意条項、もう一つは仲裁条項に関する事件であるが、いずれもチサダネ事件判決とはまったく異なるものである。ただし、この事件に先立つ1994年10月18日では破毀院商事部はかならずしも紛争解決条項の荷受人にたいする効力を否定しなかった事例<sup>16)</sup>もあった。

なお、フランスでは破毀院審理部1909年3月2日が船荷証券には運送人だけでなく、荷送人の署名も要するとしていた。さらに1966年12月31日の海上運送・傭船契約に関するデクレ第66-1078号で「船荷証券の原本には、船積後24時間以内に運送人またはその代理人および荷送人が署名する」と規定され

- 
- (14) 東京高判平成12年10月25日。上海から岡山県の港までカリブ海バレーズ船籍の船舶で耐火煉瓦の材料の運送をすることになり、船荷証券が発行された。船荷証券に管轄合意条項（船籍の存する場所または運送人・商人間で相互に合意された場所を指定）があった。航海中に運送品が塩水に濡れ、船荷証券の所持人に保険金を支払った保険会社が運送人にたいする損害賠償請求を東京地裁に提起した。第一審は請求を認容し、東京高裁は運送人の控訴を棄却した。控訴審では、船荷証券の所持人の地位が主たる争点となり、管轄合意条項の存在は争点にならなかった。
- (15) 東京地判平成23年7月15日。インドネシアから三重県の港までの運送につきパナマ法人の運送会社が船荷証券を発行した。船倉内で貨物の片寄りが生じ、船体が傾いて航行不能となり、運送会社がサルベージ会社に救援を依頼した。その費用を荷受人等が支払し、荷受人と損害保険を契約していた保険会社が保険代位によって請求権を取得したとして運送人にたいして賠償請求の訴えを提起した。なお、原告・保険会社と被告・運送人とのあいだに、最終的な責任と損害の額は日本法にしたがい、東京地裁において解決する旨の同意があった。
- (16) 破毀院商事部1994年10月18日判決第92-16926号。中国からロッテルダムへ運送するにあたって船荷証券が発行され、ドイツの裁判所を指定する管轄合意条項があった。運送品に損害があり、荷受人が運送人と保険会社を相手にマルセイユ商事裁判所に訴えを提起した。商事裁判所は、管轄権を肯定したが、提訴期間の経過を理由に却下。エクサン・プロヴァンス控訴院1992年4月14日判決は、管轄合意条項の効力については「判断しがたい」とし、提訴期間を理由に棄却し、破毀院商事部もこの判決を支持した。

ていた（第37条2項）。すなわち、わが国における慣行とは異なり、伝統的に船荷証券に荷送人の署名が必要とされていた。船荷証券は、荷受人を指図式（*to order of the shipper*）で発行することが多く、船荷証券上の荷送人の署名が船荷証券の約款にたいする承諾を示すものか、船荷証券という有価証券の譲渡のための裏書なのか、はっきりしないという問題があり、また国際慣行に反するとして批判されていたところである。ようやく1987年11月12日デクレ第87-922号によって荷送人の署名が不要とされた（第2条）。比較的最近まで船荷証券に荷送人の署名が必要とされたということには注意を要しよう。

○ 破毀院商事部1994年11月29日判決<sup>(17)</sup>（ナガサキ号事件判決）（管轄合意条項）

フランスのA社（荷送人）は、ロッテルダムに本社をおく海運業者Y社（運送人）とダンケルクからタヒチの港までの運送について国際海上運送契約を締結し、Y社はA社に船荷証券を発行・交付した。船荷証券には、管轄合意条項があった（ロッテルダムの裁判所を指定）。Y社は所有船ナガサキ号で運んだが、ヌメア港で運送品を陸揚げすると、運送品に損害があった。荷受人B社は保険契約を結んでいたフランスの保険会社X社（複数）に保険金の支払いを求め、これに応じたX社が保険代位によってB社がY社にたいして有する損害賠償請求権を得たとして、船積地のダンケルクの商事裁判所に損害賠償請求の訴えを起こした。

ドゥエイ控訴院1992年7月2日判決は、1968年ブリュッセル条約（1968年9月27日民事および商事に関する裁判管轄ならびに判決の執行に関するブリュッセル条約）第17条により、フランスの裁判所には管轄権がないとした。X社が上告。破毀院商事部は「遅くとも運送品を引き取るまでに、荷受人が管轄合意条項に合意していたことが証明されなければ」、管轄合意条項の効

(17) 破毀院商事部1994年11月29日判決第92-19987号。

力は保険会社におよばないとして、原判決を破毀，差し戻した。商品の引取りは船荷証券の条項の承諾を意味しないことになる。当時の民事訴訟法典は管轄合意の書面性を求めている（第48条）。この後も破毀院商事部は同趣旨の判決を出した<sup>(18)</sup>。

○ 破毀院商事部1994年11月29日判決<sup>(19)</sup>（オスプレイ号事件判決）（仲裁条項）

フランスのA社（荷送人）は米国子会社のB社（荷受人）と化学品の売買契約を結んだ。A社は、船舶オスプレイ号の船主のY社と傭船契約を結び、運行にあたったY社がフランスの港からヒューストンまでの運送について船荷証券を発行・交付した。傭船契約には仲裁条項があり、船荷証券は傭船契約の条件にしたがう旨が記載されていた。陸揚港に到着した運送品に損害があったため、B社は海上運送保険契約を結んでいたフランスの保険会社X社（複数）に保険金の支払いを求めた。損害額全額の保険金は支払われなかったため、荷受人B社と保険会社X社が共同でY社にたいする損害賠償の支払いを求める訴えをフランスの商事裁判所に提起した。

パリ控訴院1992年3月24日判決は、「船荷証券に記載されている荷受人は、傭船契約の当事者であり、契約上の義務（管轄合意）をのがれることはできない」とし、保険会社にも仲裁条項の効力がおよぼした。保険会社が上告。破毀院商事部は「荷受人は傭船契約の条項を承知していなかった」として、原判決を破毀，差し戻した。当時の民事訴訟法典は仲裁合意の書面性を求め

---

(18) 1994年のナガサキ事件判決以降の管轄合意条項に関する破毀院商事部判決として、同部1995年1月10日判決第92-21883号，同部1995年4月4日判決第93-12792号，同部1996年1月16日判決第94-12542号，同部1997年5月27日第95-15313号，同部1998年12月8日判決第96-17913号，同部2002年6月25日判決第00-13230号がある。とくに1997年の判決は明確に「荷受人および代位によってその権利を承継した者に、管轄合意条項の効力がおよぶためには、荷受人が運送品を引き取るまでに承知し、承諾しなければならぬ」と判示した。

(19) 破毀院商事部1994年11月29日判決第92-14920号。

ていた (第1443条を参照)。この後も同部は同趣旨の判決を出している<sup>(20)</sup>。

### 3 破毀院商事部の判決の変遷

わが国のチサダネ事件とフランスのナガサキ事件の関係者の構図はほぼ同じである。またオスプレイ事件は仲裁条項に関する事件であるが、これも構図はほとんど同じである。しかしわが国最高裁の判決とフランス破毀院商事部の判決では結論が異なる。

チサダネ事件でわが国最高裁は、管轄合意条項に書面で合意してはいない荷受人から保険代位によって請求権を取得した保険会社に紛争解決条項の効力を認めているが、これは「対象とされた法律関係が当事者間においてその内容を自由に定められる性質のものである」ことを理由としていた<sup>(21)</sup>。一方フランス破毀院商事部は、紛争解決条項の効力が荷受人におよぶためには紛争解決条項への同意を要し、荷受人の同意がなければ、荷受人にも保険代位者にも紛争解決条項の効力はおよばないとした。この判断には、賛否両論があったようである<sup>(22)</sup>。

(20) 1994年のオスプレイ事件判決以降の仲裁条項に関する破毀院商事部判決として、同部1995年1月24日判決第93-10397号、同部1995年6月20日判決第93-18562号がある。

(21) この理由について、溜池教授は「合意の効力は私法上のもではないが、私法的にみると権利行使の一種の条件として権利関係に附着した利害と考えられるから、その権利関係が当事者間で自由に内容を定め得る性質のものである場合には、合意の効果もこれと一体化されたものとして特定承継人にも及」び、「本来は自由に権利関係を決定し任意的記載を為し得る船荷証券における管轄の合意の効力はその特定承継人にも及ぶ」ので、「原告は荷受人の地位を保険代位により承継し船荷証券の正当な所持人となったものであるから管轄の合意の効力が及ぶ」とされている (溜池良夫・判例評釈・別冊ジュリ15号 (1967) 202頁)。

(22) 荷受人が運送契約の当事者であるなら、荷受人は紛争解決条項に合意しなければ、その効力はおよばないという考え方からナガサキ事件判決に賛成する意見があり、一方、国際海上運送という標準化された取引の分野で、個々の関係者の合意を要求することは妥当でないと、ナガサキ事件判決に否定的意見もあった。

フランス破毀院には船荷証券の紛争解決条項のおよぶ範囲について、多くの事例があるが、破毀院商事部はナガサキ事件・オスプレイ事件の判断を一貫させてきたわけではない。ナガサキ事件判決以前、わが国のチサダネ事件判決と同様、荷受人に当然に紛争解決条項の効力がおよぶとした事例もあり、ナガサキ事件後も判断を変えている。この同部の判断の変化自体が、この問題について考慮すべき要素を少しずつ明らかにするプロセスになっている。

#### (1) ナガサキ事件・オスプレイ事件以前の破毀院商事部判決

1987年判決、1992年判決では、破毀院商事部も荷受人にも当然に紛争解決条項の効力がおよぶとした。ただし効力がおよぶ理由を、荷送人の承諾に求めているのかどうか明解ではない。

#### ○ 破毀院商事部1987年3月10日判決<sup>(23)</sup> (管轄合意条項)

マルセイユ港に到着した運送品に損害があったとして、荷受人に保険金を支払った保険会社が運送人(日本の会社)にたいして損害賠償請求の訴えをマルセイユ商事裁判所に提起した。船荷証券には管轄合意条項(日本の裁判所を指定)があった。エクサン・プロヴァンス控訴院1985年3月14日判決は、フランスの裁判所の管轄権を否定した。保険会社は上告し、船荷証券に関するヘグ・ルール<sup>(24)</sup>は運送人の責任が軽減される条項を無効としていること<sup>(25)</sup>、さらに船荷証券は運送人が作成したものであり、荷送人

---

(23) 破毀院商事部1987年3月10日判決第85-14561号。なお、上告審では民法典第14条(フランスの個人、法人は外国人を相手とする訴えをフランスの裁判所に提起することができる)は強行規定ではなく、管轄合意があれば排除されるとした。

(24) 1924年8月25日の船荷証券統一条約(ヘグ・ルール)第3条8項。なお、同条約が調印されたのはブリュッセルであるが、1921年9月に国際法協会は万国海法会の協力を得て、ヘグ会議でルールを採択しており、1924年条約はこのルールの延長と考えられたためヘグ・ルールと呼ばれた。

が船荷証券の裏面に署名していても、これは荷受人への裏書にすぎないことを主張した。この事件の発生当時、フランス法上、船荷証券には荷送人の署名を要したからである。破毀院商事部は、ヘーグ・ルールは船荷証券上の紛争解決条項を無効とはしていないとし、荷送人は船荷証券の条件を承諾しており、この効力は荷受人にもおよぶとして、上告を棄却した。

○ 破毀院商事部1992年7月7日判決<sup>(26)</sup>(管轄合意条項)

カメルーンの港からイタリア・トリエステにコーヒー豆の運送のため、カメルーンの運送会社が船荷証券を発行した。船荷証券には管轄合意条項(カメルーンの裁判所を指定)があった。トリエステに到着すると運送品が不足していたため、荷受人に保険金を支払った保険会社が保険代位によって得た運送人にたいする損害賠償請求権にもとづき、パリ商事裁判所に訴えを提起した。パリ控訴院1990年2月7日判決は、管轄合意条項を理由にフランスの裁判所の管轄権を否定した。保険会社は上告し、運送契約の締結時に荷送人が管轄合意条項に合意している場合に、荷受人の権利を代位した保険会社にもその効力がおよぶことになるが、原判決は運送契約の締結時に船荷証券の裏面の管轄合意条項を荷送人が承知していたかどうか確認していないと主張した。破毀院商事部は、船荷証券の裏面に荷送人の会社のスタンプと代表者の署名があり、荷送人は管轄合意条項に同意したと考えられ、これをくつがえす事情はなく、同条項は運送契約の本来の目的を構成するとして、上告を棄却した。

(2) ナガサキ事件・オスプレイ事件以降の破毀院商事部判決

---

(25) アメリカの1967年インデッサ事件判決 (Indussa Corp. v. S.S. Ranborg, 377 F.2d 200, 2d Cir. 1967) が船荷証券の管轄条項(ノルウェー裁判所を指定)を運送人の責任回避と考えたことを想起させる。

(26) 破毀院商事部1992年7月7日判決第90-13720号(ロサンドラ事件判決)。

ナガサキ事件に先立って、荷受人に紛争解決条項の効力がおよばないとした事例がある。これはライン川の運送の事件なのでヘグ・ヴィスビー・ールの対象外である。

○ 破毀院商事部1992年5月26日判決<sup>(27)</sup>（管轄合意条項）

ロッテルダムからストラスブルにビール用麦芽を運送するためA社（荷送人）がドイツの運送会社B社（運送人）と運送契約を締結し、管轄合意条項（ドイツ・デュイスブルグ裁判所を指定）があった。B社はD社に運送を下請けさせた。荷受人のC社が麦芽を引き取ったが損害があり、D社およびC社と運送保険契約を結んでいたE社にたいして賠償金支払いの訴えをストラスブル大審裁判所に提起した。コルマル控訴院1990年2月23日判決は、フランスの裁判所の管轄権を認めた。D社が上告したが、破毀院商事部は「管轄合意条項は、契約締結の際に当該条項を認識し、合意した者にのみ効力がおよぶ」として、上告を棄却した。

この事件で破毀院商事部は1987年判決以来の姿勢を変更し、管轄合意条項の効力を荷受人におよぼすためには荷受人の明示の同意を要するとした。この変更の背後には、商事事件を管轄する部として、運送人が紛争解決条項を自分に有利に定め、責任を免れることへの懸念があったものと推測される。

この事件の後にナガサキ事件判決、オスプレイ事件判決が登場し、その後も多くの事件でこの姿勢を維持してきた。破毀院商事部の判決にふたたび変化が見られるのは、次の2003年判決以降である。

○ 破毀院商事部2003年3月4日判決<sup>(28)</sup>（管轄合意条項）

---

(27) 破毀院商事部1992年5月26日判決第90-17352号（リブラ事件判決）。

(28) 破毀院商事部2003年3月4日判決第01-01043/01054号。同日11件の事件（当事者は同一、運送船が異なる）について同趣旨の判決が出された。

メキシコの港からアントワープ経由、パリの食品市場までドイツの運送会社が商品（アボガド）を運送することになり、船荷証券を発行・交付した。船荷証券には管轄合意条項（ハンブルグの裁判所を指定）があった。到着すると損害があり、荷受人から保険代位によって運送人にたいする損害賠償請求権を取得した保険会社がクルティユ商事裁判所に運送人にたいする訴えを提起した。パリ控訴院2000年11月29日判決はフランスの裁判所の管轄権を認めた。運送人が上告し、後記の欧州司法裁判所2000年11月9日判決を挙げた。破毀院は「フランス法には運送品を引き取れば、荷受人は荷送人の権利・義務を承継するというような規定はない」、「本件の船荷証券の所持人は運送品を引き取るまで同意しておらず、権利を承継した保険代位者には紛争解決条項の効力はおよばない」として、上告を棄却した。ただし、判決で破毀院商事部は欧州司法裁判所2000年11月9日判決を挙げ、本事件はこれにあたらないとされた。すなわち特定した明示的な承諾がないかぎり、紛争解決条項の効力はおよばないという判断は維持された。

さらに2006年以降、破毀院商事部の姿勢が変化する。2006年判決ではまだはっきりしていないが、2008年、とくに2013年判決は荷受人にも紛争解決条項の効力がおよぶ事由を明らかにしている。

○ 破毀院商事部2006年2月21日判決<sup>(29)</sup>（仲裁条項）

フランス・ルーアンからキューバまで小麦粉を運送したが、陸揚港で損害が判明し、荷受人に保険金を支払った保険会社が傭船者（運送人）と船主および船長にたいする損害賠償請求の訴えをルーアン商事裁判所に提起した。船荷証券には仲裁条項（パリ海事仲裁協会を指定）があった。ルーアン控訴院2003年12月4日判決は、仲裁条項を理由に控訴を棄却した。保険会社は上告し、船荷証券を所持する荷受人は仲裁条項に同意していないので、荷受人

---

(29) 破毀院商事部2006年2月21日判決第04-01130号（ペラ事件判決）。

から保険代位によって損害賠償請求権を得た保険代位者には、仲裁条項の効力はおよばないなどと主張した。破毀院商事部は「仲裁条項を無効、または不適用とする理由がない」として、保険会社の上告を棄却した。

○ 破毀院商事部2008年12月16日判決<sup>(30)</sup>（管轄合意条項）

これは破毀院商事部の姿勢の変化が明瞭になった事件である。

ナイロビからマルセイユまでコンテナを運送するため船荷証券（甲船荷証券）が発行された。甲船荷証券には荷送人と荷受人名が記されていた。このコンテナは別の船舶に積み替えられ、ドイツの運送会社がモンバサからマルセイユまでの船荷証券（乙船荷証券）を発行した。乙船荷証券には甲船荷証券上の荷送人と荷受人の名はなく、準拠法条項（ドイツ法準拠）と管轄合意条項（ハンブルグ裁判所を指定）があった。

マルセイユに船舶が到着し、運送品に損害があったため、荷受人は甲船荷証券の運送人と乙船荷証券の運送人および船長にたいする損害賠償請求の訴えをマルセイユ商事裁判所に提起した。マルセイユ商事裁判所はフランスの裁判所に管轄権があるとした。

乙船荷証券の運送人は控訴し、管轄合意条項の存在を主張したが、エクサン・プロヴァンス控訴院2007年10月11日判決は「荷送人は荷受人の代理人ではないから、荷送人が管轄合意条項に合意したことは荷受人には及ばない」、「船荷証券に管轄合意条項を設けることは慣行ではあるが、それだけでは荷受人の同意を意味しない」、「荷受人は運送契約に参加する時点、すなわち運送品の引取りまでに特別に管轄合意に合意しなければならない」として、控訴を棄却した。これは従来の破毀院商事部の判断に沿ったものである。運送人が上告。

---

(30) 破毀院商事部2008年12月16日判決第08-10460号（ドール事件判決）。D., 2009, p. 89, obs. X. Delpech.

破毀院商事部はここで従来の判断を変更した、すなわち「まず準拠法によって船荷証券の荷送人の権利・義務を現在の所持人が承継するのであれば、船荷証券の管轄合意条項は所持人にもおよぶ」、それがなければ「次に2000年12月22日欧州連合規則第44/2001号第23条によって船荷証券の現在の所持人の管轄合意条項への合意が成立すれば管轄合意条項の効力は所持人におよぶ」とし、原判決は最初の点について審理不十分であるとして、原判決を破毀、差し戻した。なお、この事件の差戻し後の控訴審判決は明らかになっていない。

さらに次の事件は破毀院商事部のあらたな判断枠組みを明らかにした。

○ 破毀院商事部2013年3月12日判決<sup>(31)</sup> (管轄合意条項)

スイスの銀行が輸入商社の依頼にもとづいて、受益者を日本の会社、目的物を自動車として荷為替信用状を発行した。自動車は甲国のディーラーに転売されていたので、運送は日本の港から甲国の港まで行われ、フランスの海運業者が船荷証券を発行・交付した。船荷証券には信用状発行銀行が荷受人として記され、準拠法条項(フランス法)と管轄合意条項(マルセイユ商事裁判所を指定)があった。

甲国の港に着くと信用状の発行を依頼した輸入商社の債権者が運送品を差し押え、さらに甲国の港湾当局が港湾・倉庫使用料の担保として差し押え、約2年間、運送品は甲国の港に繋留された。運送会社は船荷証券の荷受人の銀行(スイス法人)にたいする超過費用支払い請求の訴えをマルセイユ商事裁判所に提起した。

マルセイユ商事裁判所2007年1月16日判決は、船荷証券の管轄合意条項にもとづき、本件訴訟について管轄権を認め、請求を認容する判決を言い渡し

---

(31) 破毀院商事部2013年3月12日判決第10-24465号 (BNPPスイス事件判決)。D., 2013, p. 1603, obs., Ch. Paulin.

た。被告は控訴し、スイス法人であり、フランスに主たる営業所はなく、本件取引はフランスに関係がないから、フランスの裁判所に管轄権はないと主張した。

エクサン・プロヴァンス控訴院2007年7月5日判決は、信用状発行銀行が管轄合意条項に「特定かつ明示して同意した」書面がない、船荷証券の所持人であるというだけでは管轄合意条項に合意したことを意味しないとして、フランスの裁判所の管轄権を否定した。これは従来破毀院商事部の判決にしたがったものである。X社が上告。

破毀院民事第一部2008年12月16日判決<sup>(32)</sup>は、荷送人の権利・義務を荷受人が承継したかという点について、原審の審理不十分として、事件を差し戻した。

差し戻し後のエクサン・プロヴァンス控訴院2010年5月12日判決は、1988年ルガノ条約第17条1項C号にいう「国際取引における慣行」を理由に、船荷証券の荷受人に管轄合意条項の効力はおよぶとして、フランスの裁判所の管轄権を認めた。被告銀行が上告。

破毀院商事部は、船荷証券に記された荷受人も運送契約の当事者であり、管轄合意条項は当事者間で合意されたとし、ルガノ条約第17条にしたがって海上物品運送が国際取引であって、船荷証券に管轄合意条項を設けることは公知され、一般に遵守された「慣行」であるとした原判決は相当であるとし、上告を棄却した。

#### 4 管轄合意条項に関する欧州法と欧州司法裁判所の判例

2008年と2013年の破毀院商事部判決の事件では、控訴審の段階ではナガサキ事件の商事部判決にしたがって、紛争解決条項の効力が荷受人におよぶために、荷受人による特別の明示の同意を要するとした。ところが本家本元の

---

(32) 破毀院民事第一部2008年12月16日判決第07-18834号。D., 2009, p. 89, obs. X. Delphech.

破毀院商事部が従来の姿勢を転換したのである。あらたな破毀院商事部の判断は、第一に、運送契約の準拠法によってその当事者の荷送人の権利・義務が荷受人に承継されること、それがなくても第二に、国際取引における慣行といった欧州規則という条件が成立すれば、荷受人の特別の合意は不要というものである。紛争解決条項の効力が契約の当事者以外にもおよぶ原因が明確されたといえよう。

この変化は欧州法と欧州司法裁判所の判決を踏まえたものである。

### (1) 1968年ブリュッセル条約, 2000年欧州連合規則とルガノ条約

欧州連合の前身である欧州共同体設立条約は、その目標の一つに「判決と仲裁判断の承認執行手続の簡素化」を挙げていた(同条約第293条)<sup>(33)</sup>。1968年9月27日には「民商事に関する裁判管轄権ならびに判決の執行に関する条約」(72/454/CEE)(ブリュッセル条約)が調印され<sup>(34)</sup>、1973年2月1日に発効した。制定当初の同条約は管轄合意条項の方式を「書面の合意または口頭の合意を書面で確認する」こととした(同第17条1項)<sup>(35)</sup>。

その後、従来の欧州自由貿易連合加盟国の欧州共同体への新規加盟にとも

(33) 現在の欧州連合運営条約・第3部「連合内部の政策と行動」第5編「自由・安全・司法域」第3章「民事分野の司法協力」第81条を参照。

(34) ブリュッセル条約が適用されるためには個別の決定を要したため、同条約は加盟国(*Etats membres*)ではなく、締約国(*Etats contractants*)という表現を使った。一方、2000年規則は欧州連合加盟国に適用されるので、加盟国と表現している。

(35) 欧州司法裁判所1976年12月14日判決第24/76号(エスタシス・サロティ事件判決)は、この規定について一方の当事者が作成・用意した書類に記載された裁判管轄条項はそれだけでは管轄合意としての効力はないとし、厳格に解することを要するとした。ドイツの会社のレターヘッドがあり、裏面に約款が記載された書面にイタリアの会社がサインをしたことが、約款の管轄合意条項への同意を意味するか否かが争われた事件である。欧州司法裁判所は「管轄合意条項を含む一般条件によるというのでは、第17条にいう方式を満たさない」とした。

ない、1978年10月9日に定められたルクセンブルグ条約<sup>(36)</sup> (78/884/CEE) が調印され、この条約は、従来のブリュッセル条約第17条1項の後に「国際取引についてはその分野の慣行 (*usage*) で認められ、当事者が承知または承知しているとみなされる方式」を加えた。ここで初めて「国際取引の慣行」があれば、当事者が承知するか、当然承知すべき場合は、特定かつ明示の合意がなくても管轄合意条項の効力がおよぶことになった。破毀院商事部は、ナガサキ事件判決でブリュッセル条約第17条にかかわらず、荷受人の合意を要するとした。

その後、1989年5月26日サン・セバ스티アン条約<sup>(37)</sup> (89/535/CEE) が調印され、この条約によって再度ブリュッセル条約第17条1項が改正された。従来の規定を整理し、管轄合意条項の方式として、「書面または口頭の合意の書面での確認」(a号)、「当事者間で設定した習慣 (*habitudes*) に適合した方式」(b号)、「国際取引については当事者が承知または承知しているとみなされ、公知であり、当該商行為の同種の取引の契約当事者によってこの種の取引で遵守されている慣行に適合した方式」(c号)を規定した。

また欧州共同体は周辺非加盟国とのあいだでも手続簡素化を進めることとし、欧州自由貿易連合加盟国とのあいだで、1988年9月16日にルガノ条約(欧州共同体加盟国と欧州自由貿易連合加盟国間の国際裁判管轄権と外国判決の承認・執行に関する条約)を締結した。これは欧州共同体のブリュッセル条約の規定を欧州自由貿易連合加盟国に拡張するための条約であり、1989

---

(36) 民商事に関する裁判管轄権ならびに判決の執行に関する条約(ブリュッセル条約)および同条約の解釈に関する欧州裁判所への諮問に関する議定書(1971年6月3日ルクセンブルグ議定書)へのデンマーク、アイルランド、イギリスの加入に関する1978年10月9日ルクセンブルグ条約。

(37) 民商事に関する裁判管轄権ならびに判決の執行に関する条約(ブリュッセル条約)および同条約の解釈に関する欧州裁判所への諮問に関する議定書(1971年6月3日ルクセンブルグ議定書)へのスペインとポルトガルの加入に関する1989年5月26日サン・セバ스티アン条約。

年5月26日改正後のブリュッセル条約第17条1項がほぼそのままルガノ条約第17条1項とされた。

その後、1992年2月7日に調印されたマーストリヒト条約が1993年11月1日に発効し、欧州共同体が欧州連合に改組されると、従来のブリュッセル条約に代わる規則として2000年12月20日欧州連合規則（民商事に関する国際裁判管轄権ならびに判決の承認・執行に関する理事会規則第44/2001号）が制定され、その第23条1項に従来のブリュッセル条約第17条1項をほぼそのまま規定した。またブリュッセル条約を受けて制定されたルガノ条約も欧州規則が制定された後、2007年に改正された。

## （2）欧州司法裁判所の判決

破毀院商事部2008年判決は「準拠法によって荷送人の権利・義務が荷受人に承継される」場合、荷受人にも紛争解決条項の効果がおよぶと判示したが、これは欧州司法裁判所の判例にしたがったものである。欧州司法裁判所の判例として次の3件が重要である<sup>(38)</sup>。

### ○ 欧州司法裁判所1984年6月19日判決<sup>(39)</sup>（管轄合意条項）

---

(38) このほかに欧州司法裁判所1997年2月20日判決第C-106/95号（MSG事件判決）では不明瞭な記載の管轄合意条項が問題となった。ライン川の砂利運送のためドイツの船主から船舶を定期傭船したさいに船主が傭船者に送った文書に「契約の義務履行地と管轄の法廷地はヴェルツブルグ」とあったが、ヴェルツブルグは船主の本社所在地であり、契約の義務履行地ではなかった。船舶が毀損されたとして船主がヴェルツブルグ海事裁判所に訴えを提起し、同海事裁判所は管轄権を認めたが、ニュルンベルグ控訴院は管轄権がないとした。ドイツの最高裁判所は、上記の船主の文書が管轄合意文書にあたるかどうかを先決問題として欧州司法裁判所に移送した。同裁判所は、傭船者が船主の文書に異議をとみえず、請求書に応じて支払いを続けたことは同条約第17条にいう方式を充足するとした。

(39) 欧州司法裁判所1984年6月19日判決第71/83号（ティリ・ラス事件判決）。

本判決では、船荷証券の管轄合意条項がブリュッセル条約第17条にいう「書面」性を充足するか、荷受人にも管轄合意条項の効力がおよぶかが問題となった。

アメリカの港からアントワープ港まで建材の運送について、ドイツの海運会社が船荷証券を発行した。船荷証券には管轄合意条項（ハンブルグの裁判所を指定）があった。アントワープで陸揚げしたところ、運送品に損傷や数量不足があり、荷受人のベルギーの会社はドイツの運送会社にたいする損害賠償請求の訴えをアントワープ地方裁判所に提起した。運送人は管轄合意条項を理由にベルギーの裁判所に管轄権がないと主張した。アントワープ地方裁判所1978年10月31日判決は、管轄権を肯定し、原告の請求を認容した。運送人が控訴したが、アントワープ控訴院1981年10月7日判決も地裁判決を支持したため、運送人はベルギー破毀院に判決の破毀・取消しを求めて上告した。

ベルギー破毀院は、先決問題を欧州司法裁判所に移送した。

欧州司法裁判所は、運送人が作成した船荷証券上の管轄合意条項が1968年ブリュッセル条約第17条にいう「書面の合意または口頭の合意を書面で確認する」方式による管轄合意にあたるかについて、運送人と荷送人の双方が明示的に合意している場合に管轄合意は有効であるが、仮に荷送人の署名がなくても、荷送人が口頭で合意し、これを書面で確認した場合には条約第17条の要件を満たし、さらに荷受人が口頭で合意していなくても、当事者間の通常の取引関係があれば、当事者間の一般的な条件として管轄合意を認めることができるとした。次に、欧州司法裁判所は、管轄合意が成立した場合に、運送契約の当事者でない船荷証券の現在の所持人に管轄合意条項の効力がおよぶかという点について、管轄合意条項がブリュッセル条約第17条に該当し、運送人と荷送人のあいだで有効であれば、船荷証券の現在の所持人が船荷証券を取得することで適用準拠法によって荷送人の権利・義務が承継される場合は、荷受人が船荷証券上の義務に合意していなくても船荷証券上の義務を

免れないと判示した。

フランス破毀院商事部2008年判決はこの欧州司法裁判所の判決の考え方に類似している。

○ 欧州司法裁判所1999年3月16日判決<sup>(40)</sup> (管轄合意条項)

この事件では、1978年改正後のブリュッセル条約第17条にいう「国際取引の慣行」の意義、船荷証券の裏面約款の管轄合意条項の有効性が問題となった。

アルゼンチンからイタリアのジェノア近郊の港までの物品の運送についてデンマークの海運会社が船荷証券を発行した。船荷証券には準拠法条項（イングランド法）と管轄合意条項（ロンドンの裁判所を指定）があった。陸揚げ後、運送品に損害があったため、荷受人が運送会社のイタリア代理店を相手とする損害賠償請求の訴えをジェノアの裁判所に提起した。被告代理店は管轄合意条項を理由に、イタリアの裁判所に管轄権はないと主張した。ジェノア裁判所1989年12月14日判決は「国際取引の慣行」を理由に管轄合意条項を有効とし、ジェノア控訴院1994年12月7日判決は、船荷証券上に荷送人の署名があったことから、荷送人の船荷証券への署名は荷受人が管轄合意条項を含む契約条件をすべて承諾したこと意味するとして控訴を棄却した。荷受人は上告し、荷送人の署名は運送品の船積みを確認しただけで、契約の条件を承諾する意味はないと主張した。

イタリア破毀最高裁判所は、全部で14項目にわたる先決問題を移送した。

欧州司法裁判所は、提起された問題の一つとして、1997年MSG事件判決を引用し、「国際取引の慣行」があることは、ブリュッセル条約第17条にいう紛争解決条項への合意を推定させるとし、次に、契約の本来の目的とは別に管轄合意を書面で行うべきかという問題について、「国際取引の慣行」につ

---

(40) 欧州司法裁判所1999年3月16日判決第C-159/97 (カステレッティ事件判決)。

いては同条約第17条の方式によらし、1981年のエレファンテン事件判決<sup>(41)</sup>と上記1984年のティリ・ラス事件判決を挙げ、加盟各国は条約が規定する方式以上の要件を課すことはできず、同条約第17条にもとづいて有効に成立したとされる管轄合意の効力は、適用される準拠法によって荷送人の権利・義務を承継する荷受人にもおよぼした。

○ 欧州司法裁判所2000年11月9日判決<sup>(42)</sup>(管轄合意条項)

さらにこの事件では、管轄合意条項はどこまで明瞭に記載すべきか、管轄合意条項は船荷証券の現在の所持人にも当然に効力があるのか、それとも準拠法により荷送人の権利・義務を承継した所持人にかぎるのか、という点が明らかにされた。

中国・青島からロッテルダムへの運送(生のクルミ)のため、ロシア・ムルマンスクの船主から船舶を傭船したドイツ・ハンブルグに本社のある海運会社が船荷証券を発行した。船荷証券には「本船荷証券から生じる紛争は運送人の主たる営業所の所在地で解決される」、「本船荷証券の目的である運送契約は、商人と船主の間で締結され、船主のみが運送契約の不履行、不法行為による損害の責任を負う」という条項があった。運送品に損害があったた

---

(41) ブリュッセル条約第17条が定める方式以上に国内法で要件を定めることができないとした事件として欧州司法裁判所1981年6月24日判決第150/80号(エレファンテン・シュエ事件判決)がある。これは労働契約の事件で、ベルギー人がドイツの会社に雇用され、使用者のベルギー現地法人の指示にしたがって勤務していたが、前ぶれなく解雇されたため、アントワープ労働裁判所に訴えを提起したものである。被告雇用者は労働契約(ドイツ語)に管轄合意条項(ドイツ・クレーフェ裁判所を指定)があると主張した。アントワープ労働裁判所は、国内法上、フランドル地方ではオランダ語で労働契約を作成しなければならないので、雇用者の主張は受け入れられないとしたが、欧州司法裁判所は、加盟国は同条約第17条の方式以上の要求をしてはならないとした。なお、2000年欧州規則第21条は、消費者契約、労働契約について将来の紛争についての合意管轄を認めていない。

(42) 欧州司法裁判所2000年11月9日判決第C-387/98(コレック・マリタイム事件判決)。

め、荷受人のオランダの会社が運送人（ドイツの海運会社）と船主（ロシアの会社）にたいする損害賠償請求に訴えをロッテルダム地方裁判所に提起した。ロッテルダム地方裁判所1995年2月24日判決は、管轄合意条項は明瞭でなければならないとして、上記の管轄に関する条項を無効とし、同地方裁判所の管轄権を認め、ハーグ控訴裁判所1997年4月22日判決も同地裁判決を支持した。ドイツの海運会社が上告した。オランダ最高裁が先決問題を欧州司法裁判所に移送した。

欧州司法裁判所は、管轄合意条項の記載の明瞭性について、当事者の合意の存在が管轄合意条項の有効性の条件であるが、条約第17条にいう合意の方式は一見して明瞭であることを要するとまでは解することはできないとした。次に、管轄合意条項の効力については、1984年のティリ・ラス事件判決と1999年のカステレッティ事件判決を挙げ、管轄合意条項の効力が船荷証券の現在の所持人におよぶのは適用すべき準拠法によって荷送人の権利・義務が承継される場合であり、この場合、現在の所持人が当初の契約の管轄合意条項に同意したかどうかは問題にされず、準拠法によって現在の所持人が当初の契約の当事者の権利・義務を承継しない場合には、現在の所持人が管轄合意条項に同意していなければ、管轄合意条項の効力はおよばないとした。さらにこの場合の権利・義務の承継につき適用すべき準拠法、荷送人の権利・義務の承継について規定がない場合の処理も問われたが、欧州司法裁判所はこれを加盟国の裁判所が自国の国際私法にもとづいて判断すべきことであるとして回答を明らかにしなかった。

## 5 総括

### （1）紛争解決条項の独立性原理

紛争解決条項の一つである仲裁条項の独立性は、フランス起源の原理である<sup>(43)</sup>。これは1963年のゴセ事件判決で認められ、ながく判例法理<sup>(44)</sup>となっていたが、2011年の仲裁手続規定の改正時に明文規定が設けられた（民事訴訟

法典第1447条)。また、管轄合意条項の独立性についてもフランスでは1978年のブリヴィオ事件判決で認められ、判例法理として維持され、現在も明文では規定されていない<sup>(45)</sup>。わが国では仲裁条項の独立性は明文の規定があるが、管轄合意の独立性について規定はない<sup>(46)</sup>。

紛争解決条項の独立性は国際的にも認められている。1985年アンシトラル

- 
- (43) 破毀院民事第一部1963年5月7日判決(ゴセ社判決事件)。フランス法人ゴセ社(買主)はイタリア法人カラベリ社(売主)と穀物売買契約を結んだ。契約には仲裁条項(イタリアを仲裁地とする)があった。フランスの輸入許可が得られず、穀物が税関を通らず、ゴセ社は代金を支払わなかった。カラベリ社が申し立てた仲裁で、ゴセ社に賠償を命じる仲裁判断が出、次にカラベリ社の申立てによりフランスの裁判所が仲裁判断の執行決定を出した。これにたいしてゴセ社は、売買契約の解除にともない、仲裁条項も無効になった、として抗告した。破毀院は「仲裁条項は主たる契約の無効に影響されず、完全な自律性がある」とした。
- (44) 最近も破毀院民事第二部2002年4月4日判決第00-18009号、破毀院民事第一部2006年7月11日判決第03-11768号、同部2006年11月28日判決第04-10384号などがある。
- (45) 破毀院民事第二部1978年1月11日判決第76-11237号(ブリヴィオ事件判決)。フランスの会社(売主)とイタリアの会社(買主)の製造機械の売買契約書に管轄合意条項(サンリス商事裁判所を指定)があった。その後、売買契約が解除されたが、買主が機械を放置し、使用不能になったとして、売主が買主にたいする修繕費用などの支払いを求める訴えをサンリス商事裁判所に提起した。商事裁判所は管轄権を認め、アミアン控訴院1976年1月21日判決も認めた。買主の上訴にたいして、破毀院は「契約の無効は管轄合意条項の適用を妨げる性質のものではない」とし、管轄合意条項を有効とした。最近の事例として、破毀院商事部2005年1月4日判決第03-17677号、破毀院民事第一部2010年7月8日判決第07-17788号を参照。
- (46) 仲裁条項の独立性については仲裁法第13条6項。管轄合意条項の独立性については法制審議会・国際裁判管轄法制部会の第3回会議(2008年12月19日)に提出された「国際裁判管轄法制に関する検討事項(2)」で、「管轄合意を含むものの契約において、管轄合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、管轄合意は、当然には、その効力を妨げられないものとする」との規定が提案され、回会議で事務局から「仲裁法第13条6項に同様な規定」がある旨の説明があったが、第7回会議(2009年4月24日)で事務局から「規定を置くほどのものではない」と説明され、結局規定はおかれなかった。

国際商事仲裁模範法は第16条1項で仲裁条項の独立性を規定している。同模範法は2006年12月4日に改正されたがこの規定は変更されていない。管轄合意条項の独立性については、ハーグ国際私法会議による2005年6月30日裁判所の選択合意に関する条約が「契約 (*contract*) の一部を構成する裁判所の排他的選択合意 (*agreement*) は、契約の他の条項から独立した合意としてあつかわれる。裁判所の排他的選択合意の有効性は、契約の無効によって異議を呈されることはない」と規定している (第3条d項)。同条約はまだ発効していないが、管轄合意条項の一つのスタンダードとしての機能が期待される。

紛争解決条項に独立性が認められるといっても、これが契約の本来の目的に付属するという性質に変わりはない。フランス破毀院の判決では、仲裁条項のある契約が譲渡された場合<sup>(47)</sup>や仲裁条項を含む契約にもとづく債権が譲渡された場合<sup>(48)</sup>、仲裁条項も移転するとしている。

紛争解決条項の成立の準拠法の問題もある。成立の問題には、当事者が解決方法を指定するという実体的な成立要件の問題とそれが方式上、紛争解決の合意として認められるかという手続的成立要件の問題という2つの問題があると考えられる。紛争解決条項は、多くの国で「書面で行わなければならない」という方式の要件が定められているからである。

(47) 破毀院民事第一部2000年2月8日判決第95-14330号。フランスの会社がドイツの会社と映画の独占的配給権契約を結び、その後この契約を別のドイツの会社に譲渡した。独占的配給契約に仲裁条項があった。破毀院は契約上の地位の代位者にも仲裁条項は効力を有すると判示した。ここでは同意を求めている。

(48) 破毀院民事第二部2001年12月20日判決第00-10806号。建設工事の下請会社が建築資材を調達し、代金として元請会社にたいする売掛金債権を譲渡し、この譲渡を元請会社に通知したにもかかわらず、下請会社に代金を支払い、その後、下請会社について破産手続が開始された。下請契約には仲裁条項があった。資材供給会社が代金支払い請求の訴えを提起し、元請会社が仲裁条項があると主張した。破毀院民事第二部は、仲裁条項は債権譲渡にともない移転すると判示した。

実体的成立要件については、これが紛争解決という手続に関する合意であるとしても、当事者同士が任意で紛争解決の方法を合意するのであるから、当事者自治に任せられると考えられる。わが国最高裁は、興行契約に仲裁条項があった事件で、「法例7条1項（現在の法の適用に関する通則法第7条）により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められ」とし、本件では「その仲裁地・・において適用される法律をもって仲裁契約の準拠法とする旨の黙示の合意がされた」と判示した<sup>(49)</sup>。

一方、方式の適法性・適式性については手続の問題であるから、実体的成立要件とは別に考えなければならない。この場合、訴えが提起された地（法廷地）の手続法によるという考え方、紛争解決条項で選択された地（管轄合意の場合は指定された裁判所の所在地、仲裁合意の場合は指定された仲裁地）の手続法によるという考え方、紛争解決条項の合意がされた地の手続法によるという考え方、紛争解決条項がなければ紛争解決手続がとられた地の手続法によるという3つの考え方がありうる。フランス破毀院民事第一部は紛争解決の合意地法によるとする判決を示したことがあり<sup>(50)</sup>、この考え方が妥当と思われる。

## （2）運送契約の特性

---

(49) 最一判平成9年9月4日・民集51巻8号3657頁（リングリング・サーカス事件）。

(50) 破毀院民事第一部1991年12月3日判決第90-10078号は、法廷地法は、船荷証券にある紛争解決条項の実体的成立要件、形式的成立要件の準拠法ではないと判示した。アントワープからボンベイまで火薬原料の運送のためインドの運送人が船荷証券を発行した。船荷証券に管轄合意条項（インドの裁判所を指定）と準拠法条項（インド法）があった。保険事故が生じ、保険代位によって請求権を得た保険会社がフランスの裁判所に運送人（インドの会社）にたいする賠償請求の訴えを提起し、パリ控訴院1989年11月8日判決は仲裁条項を理由にフランスの裁判所の管轄権を否定した。破毀院民事第一部は「船荷証券が発行されたベルギーの法律は、船荷証券に荷送人の署名を要求していないので、形式的に管轄合意条項は成立している」として上告を棄却した。

運送契約は、前記のとおり、売買契約などとは異なった特異な点がある。運送契約は荷送人と運送人の合意によって契約が成立するが、荷受人の存在も運送契約を結ぶ時点で当然に想定されているから、運送契約を法的にどのような構成するか、議論があった。荷受人は船荷証券を有すれば引き換えに運送品を引き取ることができる地位にあるのであって、完全に独立した運送契約の当事者ともいえないから、運送契約の条件をそのまま飲むべきであるといいたいところであるが、そうするとくに国際取引の場合には、荷受人には紛争解決にあたって過大な負担がかかるおそれもある。

わが国では運送契約を「第三者のためにする契約」(民法第537条)と解する意見がある<sup>(51)</sup>。一方ではこれに否定的な意見があり、現在では否定説が多数である<sup>(52)</sup>。フランスでも法律上、運送契約を第三者のためにする要約(*stipulation pour autrui*) (民法典第1121条)と解する意見・判例があったが、現在では否定されている<sup>(53)</sup>。

またフランス破毀院商事部は、1985年判決<sup>(54)</sup>で船荷証券の所持人に荷送人の権利・義務がすべて移転すると判示したことがある。これは船荷証券の権利の移転を証券一般の譲渡と同様に理解する考え方なので、証券説(*théorie cambiaire*)と呼ばれたが、運送人が権利・義務をすべて失うわけではないの

(51) 我妻博士は運送契約を「第三者のためにする契約(要約)」とした(我妻栄『債権各論・上巻』(岩波書店, 1954) 118頁)。古軸教授は「物品運送契約が第三者による物品の取得の実現を主な目的とする契約類型であることから、これが第三者のためにする契約の法理の適用される契約」であるとされた(古軸隆介「第三者のためにする契約」遠藤浩=林良平=水本浩編著『現代契約法体系第1巻』(有斐閣, 1983) 146頁)。フランスの判例として破毀院1912年5月20日判決があるとされているが、筆者は見えていない。

(52) 中馬教授は荷受人が権利とともに義務も取得する、荷受人は受益の意思表示をしなくてよい、荷送人に運送品の処分権がある、以上から第三者のためにする契約と異なるとされた(中馬義直=新堂明子「第三者のためにする契約」谷口知平=五十嵐清編著『新版注釈民法(13)(補訂版)』(有斐閣, 2006) 713頁)。

(53) 破毀院商事部2013年3月12日判決第10-24465号へのポラン教授の評釈参照。

で、証券説も現在は支持されていない<sup>(55)</sup>。

船荷証券は運送人の単独行為によって有効に成立するという意見もあるが<sup>(56)</sup>、運送契約は荷送人と運送人のあいだの契約であり、運送人の義務は運送品を「荷受人」に引き渡すことである。ただし荷送人の運送人にたいする権利と荷受人の権利は同じではなく<sup>(57)</sup>、契約締結の時点では登場しない荷受人も運送契約の当事者であって、運送契約は運送人、荷送人、荷受人によって構成されていると考えざるを得ない。ところが荷受人も運送契約の当事者であるとする、今度は、管轄合意条項や仲裁条項には当事者の合意を要することになり、紛争解決条項の効力のおよぶ範囲というアポリアにはいつてしまう。

このように考えると、フランス破毀院の判決や欧州司法裁判所判決が船荷証券という国際海上物品運送契約の事例を多く取り上げ、そのなかで「国際

(54) 破毀院商事部1985年6月25日判決第83-14873号(マルカンダ事件判決)。マルセイユからサウジ・アラビアの港に運送されたクレーン1機が運送中に毀損され、マルセイユに返され、荷送人が修理代金を負担した。荷送人に保険金を支払った保険会社が運送人にたいする損害賠償請求の訴えを提起した。エクサン・プロヴァンス控訴院1983年5月10日判決は、運送人にたいする訴権は船荷証券の所持人にも、運送契約の当事者である荷送人にもあるとして、保険代位者の請求を認容したが、破毀院商事部は「船荷証券が発行された場合、運送人の契約履行中の過失による運送品の損害賠償請求訴訟は、船荷証券の現在の所持人にかざられる」として原判決を破毀、差し戻した。

(55) 破毀院商事部2013年3月12日判決第10-24465号へのボラン教授の評釈参照。

(56) 永井教授は「船荷証券は荷送人の請求に基づいて、発行者である海上運送人が船荷証券に記載しさらに署名することによって成立する」もので、「海上運送人の単独行為で有効に成立する有価証券」であるとされるが、「船荷証券を発行する当事者間でも既に原因関係とも言うべき海上運送契約とは別個の運送品引渡請求権が表章されている」と説明されている(戸田修三＝中村眞澄編著『注解・国際海上物品運送法』(青林書院、1997)187, 190頁)。

(57) 村田治美「物品運送契約」遠藤浩＝林良平＝水本浩編著『現代契約法体系第7巻』(有斐閣、1984)146頁。

取引の慣行」という一定の範囲を示す概念を設け、公知性と遵守性という条件を要求しているが、これも、運送契約に特有の性質を前提に、これ以外には合理的な説明ができないからであろう。

さらに運送契約だけでなく、下請契約やリース契約など多数の者が関与する他の契約関係についても、取引慣行であること、公知性、遵守性という要件を設けることは、際限のない循環に陥りがちな問題についての解決の仕方として妥当であろう。

### （3）権利・義務の承継の準拠法

欧州司法裁判所は、適用される準拠法により荷送人の権利・義務が荷受人に承継される場合には、欧州規則第17条にいう「国際取引の慣行」を検討するまでもなく、紛争解決条項の効力は荷受人におよぼとしている。ただし承継の準拠法について、欧州司法裁判所は確定的な回答を示さなかった（コレック・マリタイム事件判決）。

わが国の国際物品海上運送法は、荷受人は荷送人の権利を取得し、費用の支払義務を負うとしている（同第20条2項が準用する商法第583条）。この解釈は、フランス法上も同様である<sup>158)</sup>。またわが国の現行保険法は、保険者が保険給付を行ったときは「保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権について当然に被保険者に代位する」と規定するが（同第25条）、フランス保険法典も同様に規定する（L.172-29条）<sup>159)</sup>。

---

(58) ヘーグ・ヴィスビー・ルールは、1924年8月25日のブリュッセルで調印された船荷証券統一条約、1968年2月23日のヘーグ・ルール改正議定書（ヴィスビー・ルール）、1979年12月21日の特別引出権にかかわる改正議定書により構成される。わが国は1957年7月1日にヘーグ・ルールを批准後、1992年6月1日に廃棄を通告した。さらにヴィスビー・ルール、同改正議定書を批准した。国内法として1957年6月13日に国際海上物品運送法を制定、1992年6月3日に改正した。フランスは1937年1月4日にヘーグ・ルールを批准し、その後ヴィスビー・ルール、改正議定書を批准した。

問題は、国際海上運送契約や保険契約の契約当事者が同一国に所在するとはかぎらず、国際私法上の準拠法の問題が生じることである。

わが国の国際私法（法の適用に関する通則法）には船荷証券に関する規定はないので、船荷証券のもととなった運送契約上の権利・義務の承継は、一般には運送契約の準拠法によると考えられる。船荷証券にはふつう準拠法条項が置かれるので、準拠法条項で指定された法律によることになるが<sup>(60)</sup>、この考え方であれば、運送契約の関係者に予測可能性が保障されることにもなる。傭船契約の場合には、船荷証券は傭船契約に言及することが多く、この場合は傭船契約の準拠法によるものと考えられる。欧州連合加盟国であれば、契約債務の準拠法に関する規則（ローマ I 規則）があるので、これによることになろう。

保険代位についてもわが国の国際私法には規定がない<sup>(61)</sup>。わが国では保険契約にもとづく請求権代位を「法律による権利の移転」（神戸地判昭和45年4月14日）と理解し、通説は保険代位の成立と効力は保険契約の準拠法によるとしている。ただし債権が移転するという点では、保険代位は債権譲渡に

(59) 保険法典L.172-29条は「保険金を支払った保険者は、その支払い額まで、保証の対象となった損害から生じた被保険者の権利を取得する」と規定。また民法典1250-1条は、支払による代位 (le paiement avec subrogation) を規定し、1号で「第三者から支払いを得た債権者は、債務者にたいする権利、訴権、先取特権および抵当権を当該第三者に代位させる」と規定している。

(60) ただし船荷証券が表章する所有権の対象の有体物の物権については、通則法第13条によると考えられる。

(61) 法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）の立法にあたって、保険代位を含む法定代位について、「法律上の債権の移転という効果が生ずるのはその原因たる事実の効果」であるから、「債権者と代位者間の原因関係の準拠法を適用」という通説的見解にもとづいて規定を設けることが検討されたが、法定代位には保険代位等多様な法制度があり、「現時点において法定代位の準拠法について明文の規定を設けることは時期尚早」とされ、解釈にゆだねられた（小出邦夫『一問一答・新しい国際私法』（商事法務、2006）132頁）。

類似するが、債権譲渡は譲渡対象の債権の準拠法としながら、保険代位では保険契約の準拠法とすると違いが生じるため、保険代位の債務者等にたいする効力の準拠法については、代位される債権の準拠法（海上運送保険による代位の場合には、運送契約の準拠法ということになる）を累積的に適用すべきであるという意見もある<sup>(62)</sup>。私見を述べれば、債権譲渡の場合には債権・債務関係はすでに生じているのにたいして、保険代位は偶発的な保険事故によって債権・債務が生じるので、保険代位と債権譲渡を同等に構成する必要はないと考えたい。

#### (4) 多数当事者の契約

紛争解決条項の主観的範囲は、主として船荷証券の荷受人について問題が取り上げられてきたが、契約の履行に多数の当事者が関与する場合には同様の問題が生じ得る。

フランスでの議論では、紛争解決条項の「拡張」(*extension*)と「移転」(*transmission*)に分けている<sup>(63)</sup>。

紛争解決条項の「拡張」の典型例が船荷証券の荷受人であるが、そのほか

(62) 法定代位は「債権者と代位者との間の法律関係によることなく、ある原因によって債権が法律上当然に代位者に移転すること」をいい、その準拠法は「債権者と代位者間の原因関係の準拠法（例えば、弁済による代位において、弁済者が保証人である場合は当該保証契約の準拠法）と解するのが通説」とされているが、「移転される債権の債務者の保護を図るために、移転の対象となる債権の準拠法による債務者の保護（準拠実質法上の債務者にたいする通知の要否）は奪われえないとして、債務者の保護を図るべきとする見解」や「債権譲渡の譲受人等と代位者が対抗関係に立つと考え」、「債権譲渡の第三者に対する効力の準拠法と同一の法を適用すべきであるとする見解」があるとされている（小出邦夫編著『逐条解説・法の適用に関する通則法』（商事法務，2009）297，298頁）。

(63) ロカン教授の分類の方法である（E. Loquin, *Différence et convergences dans le régime de la transmission et de l'extention de la clause compromissoire devant les juridictions françaises, les Cahiers de l'arbitrage* vol. 2, p. 49）。

にグループ会社の場合やリース会社について裁判例がある。

パリ控訴院1983年10月21日判決<sup>(64)</sup>は、巨大企業グループの中核会社のあいだで締結された契約に仲裁条項があり、そのグループの子会社にこの契約の仲裁条項の効力がおよぼした。また、破毀院商事部2008年11月25日判決<sup>(65)</sup>は、リース契約について紛争解決条項の拡張を認めた例である。さらに破毀院民事第一部2007年2月6日判決<sup>(66)</sup>は、株価の算定にあたった会計事務所にも管轄合意条項の効果がおよぼした。また破毀院民事第一部2011年10月26

---

(64) パリ控訴院1983年10月21日判決（ダウ・ケミカル対サン・ゴバン事件）は、グループ会社まで仲裁条項の効力がおよぼした仲裁廷（国際商業会議所国際仲裁裁判所）の仲裁判断の取消訴訟の事件で、効力がおよぼと判示した。フランスではその後も同旨の控訴院判決がある。

(65) 破毀院商事部2008年11月25日第07-21888号。イタリアの機械メーカーのタリアヴィニ社がフランスの製パン業者に製造設備を販売し、その売買契約に仲裁条項があった。その後メーカーは直接販売を止め、ファイナンス・リースに変更し、設備をフランスのリース会社に販売し、リース会社が製パン業者とリース契約を結ぶことになった。リース契約には仲裁条項がなかった。設備に不具合があったため、製パン業者がイタリアのメーカーにたいして損害賠償を求める訴えを提起した。モンペリエ2007年10月23日判決は、仲裁条項があるとして、管轄権を否定した。製パン業者は、当初の直接売買の契約は無効になり、リース契約には仲裁条項はないとして上告したが、破毀院商事部は仲裁条項の独立性を理由に、当初の契約が無効になっても仲裁条項は生きているとして、原判決を支持した。

(66) 破毀院民事第一部2007年2月6日判決第04-18406号。フランス人と英国人がモスクワとキプロスに設けた会社の経営権をめぐる争い、その後、和解にいたり、キプロスの会計士事務所に株式譲渡の適正価格の算定などの作業を依頼した。和解契約には管轄合意条項（ルーアン商事裁判所を指定）があった。同会計事務所の作業に過誤があったとして、フランス人株主が同会計事務所にたいする損害賠償請求の訴えを同商事裁判所に提起した。ルーアン控訴院2004年7月6日判決は、会計事務所にたいする管轄合意の効力を認め、破毀院民事第一部は「国際契約において管轄合意条項は契約の本来の目的を構成し」、「当事者によって契約に指定された第三者には、当事者の反対の意思がないかぎり条項の効力があり」、「会計事務所は管轄合意をのがれることはできない」と判示した。

日判決<sup>(67)</sup>は、下請人が元請契約の条件を承知している場合には、元請契約の紛争解決条項の効力が下請人もおよぶとしている。

「移転」の事例の典型は保険代位であるが、そのほかに物品の売買契約の当事者とは異なる第三者が商品を提供する取引、いわゆる連鎖的売買がある。破毀院民事第一部2001年2月6日判決<sup>(68)</sup>、同じく2007年3月27日判決<sup>(69)</sup>は、いずれも連鎖的売買で、供給者にも売買契約の仲裁条項の効力はおよぶと判示した。しかし、一方では、欧州司法裁判所は2013年2月7日判決<sup>(70)</sup>で、連鎖的売買契約の管轄合意条項の効力について制限的な判決を出している。

フランスの破毀院が紛争解決条項を拡張し、移転を認める判決を出していることにたいしては批判もある<sup>(71)</sup>。

総括としていえば、船荷証券は国際取引で通常使用される証券であり、そ

(67) 破毀院民事第一部2011年10月26日第10-17708号。フランスのCMN社(元請人)が、ヨット2隻の建造を受注した。CMN社はこのうち塗装についてスウェーデンのFMS社に下請に出した。この下請契約に仲裁条項があった。FMS社はさらにこの作業をドイツのPKC社に下請に出した。CMN社がFMS社との契約を一方的に解除したため、PKC社がCMN社とFMS社を相手に、代金支払請求の訴えをシュルブル商事裁判所に提起した。カーン控訴院2010年3月18日は、フランスの裁判所の管轄権を認めたが、破毀院民事第一部はCMN社とFMS社のあいだの契約の仲裁条項を理由に原判決を破毀、差し戻した。

(68) 破毀院民事第一部2001年2月6日判決第98-20776号(ビーヴェイ事件判決)。フランスの商社がシリアに輸出するためにフランスの子会社およびそのアメリカの親会社を通じてアメリカの生産者からトウモロコシを調達した。アメリカの親会社と生産者の契約に仲裁条項(AAAによる仲裁)があった。この契約は北米穀物輸出協会(NAEGA)所定の書式によるものであった。シリアに着いたトウモロコシが害虫により損害を受けていたため、フランスの商社はフランスの子会社、アメリカの親会社、アメリカの生産者などを相手にパリ商事裁判所に損害賠償を求める訴えを提起した。その後、原告のフランスの会社について裁判上の更生手続が開始され、本件請求権は金融機関に譲渡された。パリ控訴院1998年5月27日判決は、仲裁条項の効力はフランスの商社におよばないとしたが、破毀院民事第一部は「本事件は共同訴訟であり、一当事者に仲裁合意があり、フランスの裁判所に管轄権はない」とした。

- (69) 破毀院民事第一部2007年3月27日判決第04-20842号(アルカテル事件判決)。フランスの携帯電話機メーカーのABS社はベルギーのAME社と共同でエレクトロニック・チップを製造し、AMEはアメリカの会社のAmkor社と売買契約を締結し、ここに仲裁条項があった(フィラデルフィアでのAAAによる仲裁)。Amkor社は韓国の会社のAnam社と部品生産契約を結んでいた(サンタクララでのAAAによる仲裁)。Anam社製造のチップが直接AMEに納品され、加工後、ABSに納入される予定であったが、不具合があり、ABS社と損害を部分的に補償した保険会社AGF社は、Amkor社、在仏現地法人、Anam社にたいする訴えをフランスの商事裁判所に提起した。パリ控訴院2004年11月3日判決は訴えを却下し、ABSとAGFが上告したが、破毀院民事第一部は上告を棄却した。
- (70) 欧州司法裁判所2013年2月7日判決第C-543/10号(レフコンプ事件判決)。一連の売買契約によって所有権が移転する場合、当初の契約に管轄合意条項があれば、後段の契約でもこの条項は効力を有するのかが問題となった。フランスのA社が本社建物に空調システムを導入することにし、コンプレッサー部分をイタリアのB社が製造し、イタリアの商社C社を通じて、フランスの商社D社に輸出され、最終的にA社の本社建物の空調システムに備え付けられた。設置後、空調システムが機能せず、コンプレッサーが原因と判明した。A社に保険代位した保険会社がB社、C社、D社にたいする損害賠償請求の訴えをパリ大審裁判所に提起した。B社はC社とのあいだの契約の管轄合意条項(イタリアの裁判所を指定)を主張した。パリ大審裁判所2007年1月26日判決は同裁判所の管轄権を肯定し、パリ控訴院2008年12月19日判決も同様に判断した。フランス破毀院が本件への2000年規則第23条の適用について欧州司法裁判所に移送した。欧州司法裁判所は、上記の1997年2月20日判決と1999年3月16日判決を挙げ、管轄合意条項は契約締結時の当事者にしか効力はおよばず、原則としてその他の者に効力がおよぶためにはその者の同意を要することを述べ、当初の契約の当事者ではない者の同意が認定される場合もあるが、本件のような機器の第三取得者はこれにあたらぬと判示した。さらに海上運送契約の船荷証券について言及し、1997年判決、1999年判決で、運送契約の当事者ではない船荷証券の現在の所持人にも船荷証券の管轄合意条項の効力がおよぶとした従来の立場を確認し、連鎖的契約はこれにあたらぬとした。
- (71) スイスの研究者のプドレ教授はフランスにおける仲裁条項の効力の拡張を批判している(J.-F. Poudret, *L'originalité du droit français de l'arbitrage au regard du droit comparé*, *Bulletin d'information de la Cour de cassation*, n° 589 du 15 décembre 2003)。わが国の場合、グループ会社であれ法人格が異なるので、紛争解決条項の効力をグループ他社におよぼすことはできないと思われる。

れぞれ発行者によって個々の内容に違いは見られるが、船荷証券の裏面約款に記載される条項には大きな違いはないといえ、またそこに管轄合意条項があることは周知の事実である。紛争解決条項の効力のおよぶ範囲について「国際取引の慣行」であること、公知性と遵守性を要件とすることは、船荷証券に典型的に妥当するものであり、船荷証券の荷受人に紛争解決条項の効力がおよぶとすることは合理的である。

契約の譲渡や債権譲渡の場合には、契約や当該債権の原因となった契約を「承知のうえで」譲受人は譲り受けていると想定されるから、これも紛争解決条項の効力がおよぶことに異論はないと思われる。

一方、下請人への拡張や連鎖的な売買における移転は、別に考えるべきであろう。これらの契約には物品にたいする所有権の移転がともなう点では船荷証券と共通している。したがって船荷証券の論理と同様にあつかうことも考えられなくもないが、船荷証券は「国際取引の慣行」であり、公知性と遵守性があるのにたいして、下請契約の場合や、連鎖的な売買が「国際取引の慣行」といえるほど確立しているとはいえない。

契約に紛争はつきものであり、そのために契約に規定した紛争解決条項がいざというときに役に立たないのでは、条項を設ける意味がない。したがって紛争解決条項の効力がおよぶ範囲をある程度広げることにも合理性はあるが、フランス破毀院判例のように連鎖的売買やグループの別会社による商品供給についても取引紛争解決条項の効力を拡張することは、契約の作成に関与していない者に思わぬ負担を課す結果になる。

契約交渉にあたっては、取引の多様な要素について言い分を通すか、相手に譲歩するか、個々の要素の勝ち負けを計算し、少なくともイーヴンになるように努力する。船荷証券の場合には、運送人が一方的に用意したものであるから、交渉によって条項を変更する余地はないが、その他の契約では、紛争解決条項もこうした契約交渉の要素の一部である場合もある。そのような場合には紛争解決条項が契約の本来の目的とは独立した条項であるともいい

64— 船荷証券の管轄合意条項の荷受人への効力 —チサダネ事件判決再考（小梁）

がたく、契約の一部を構成すると考えざるを得ない場合もある。

契約は多様であり、船荷証券の事例を契約一般に適用すれば、かならずしも妥当な結果にはつながらないおそれが高い。